

健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届

平成 年 月 日提出

提出者記入欄: 事業所整理記号, 事業所所在地, 事業所名称, 事業主氏名, 電話番号, 届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

社会保険労務士記載欄: 氏名等

個人番号を記入できない場合は、「⑥個人番号」欄に基礎年金番号（10桁、左詰め）を記入してください。

被保険者 1: ①年金整理番号, ②氏名, ③生年月日, ④種別, ⑤取得分, ⑥個人番号, ⑦取得年月日, ⑧被扶養者, ⑨報酬月額, ⑩備考, ⑪住所

被保険者 2: ①年金整理番号, ②氏名, ③生年月日, ④種別, ⑤取得分, ⑥個人番号, ⑦取得年月日, ⑧被扶養者, ⑨報酬月額, ⑩備考, ⑪住所

被保険者 3: ①年金整理番号, ②氏名, ③生年月日, ④種別, ⑤取得分, ⑥個人番号, ⑦取得年月日, ⑧被扶養者, ⑨報酬月額, ⑩備考, ⑪住所

被保険者 4: ①年金整理番号, ②氏名, ③生年月日, ④種別, ⑤取得分, ⑥個人番号, ⑦取得年月日, ⑧被扶養者, ⑨報酬月額, ⑩備考, ⑪住所

健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届
厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届

平成 年 月 日 提出

事業所整理記号 (健康保険被保険者証記号)
提出者記入欄
事業所整理番号
事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話番号
社会保険労務士記載欄
氏名等

個人番号を記入できない場合は、「④個人番号」欄に基礎年金番号（10桁、左詰め）を記入してください。

被保険者 1
①年金整理番号
②(フリガナ) 氏名
③生年月日
④個人番号
⑤喪失年月日
⑥喪失(不該当)原因
⑦備考
⑧70歳以上被用者不該当
⑨組合使用欄

被保険者 2
①年金整理番号
②(フリガナ) 氏名
③生年月日
④個人番号
⑤喪失年月日
⑥喪失(不該当)原因
⑦備考
⑧70歳以上被用者不該当
⑨組合使用欄

被保険者 3
①年金整理番号
②(フリガナ) 氏名
③生年月日
④個人番号
⑤喪失年月日
⑥喪失(不該当)原因
⑦備考
⑧70歳以上被用者不該当
⑨組合使用欄

被保険者 4
①年金整理番号
②(フリガナ) 氏名
③生年月日
④個人番号
⑤喪失年月日
⑥喪失(不該当)原因
⑦備考
⑧70歳以上被用者不該当
⑨組合使用欄

被保険者報酬月額算定基礎届

70歳以上被用者算定基礎届

平成 年 月 日 提出

事業所整理記号 (健康保険被保険者証記号)	
--------------------------	--

提出者記入欄	事業所整理番号		事業所番号	
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。		
	事業所名称			
	事業主氏名	(印)		
	電話番号	()		

--	--	--	--	--

社会保険労務士記載覧 氏名等	(印)
-------------------	-----

項目名	①年金整理番号	②被保険者氏名	③生年月日	④適用年月	⑦個人番号 (基礎年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ
	⑤従前の標準報酬月額		⑥従前改定月 報酬月額	⑧遡及支払額	
	⑨給与支給月	⑩給与計算の 基礎日数	⑪通貨によるものの額	⑫現物によるものの額	⑬合計 (⑪+⑫)

1	①年金	②被保険者氏名	③ 5. 昭和 7. 平成 年 月 日	④ 年 9 月	⑩備考 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()	
	⑤ 健 千円	⑥ 年 月	⑦昇(降)給 月	⑧遡及支払額 月 円		
	⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計 (⑪+⑫) 円		⑭総計 円
	4月 日	円	円	円		円
	5月 日	円	円	円		円

2	①年金	②被保険者氏名	③ 5. 昭和 7. 平成 年 月 日	④ 年 9 月	⑩備考 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()	
	⑤ 健 千円	⑥ 年 月	⑦昇(降)給 月	⑧遡及支払額 月 円		
	⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計 (⑪+⑫) 円		⑭総計 円
	4月 日	円	円	円		円
	5月 日	円	円	円		円

3	①年金	②被保険者氏名	③ 5. 昭和 7. 平成 年 月 日	④ 年 9 月	⑩備考 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()	
	⑤ 健 千円	⑥ 年 月	⑦昇(降)給 月	⑧遡及支払額 月 円		
	⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計 (⑪+⑫) 円		⑭総計 円
	4月 日	円	円	円		円
	5月 日	円	円	円		円

4	①年金	②被保険者氏名	③ 5. 昭和 7. 平成 年 月 日	④ 年 9 月	⑩備考 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()	
	⑤ 健 千円	⑥ 年 月	⑦昇(降)給 月	⑧遡及支払額 月 円		
	⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計 (⑪+⑫) 円		⑭総計 円
	4月 日	円	円	円		円
	5月 日	円	円	円		円

5	①年金	②被保険者氏名	③ 5. 昭和 7. 平成 年 月 日	④ 年 9 月	⑩備考 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()	
	⑤ 健 千円	⑥ 年 月	⑦昇(降)給 月	⑧遡及支払額 月 円		
	⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計 (⑪+⑫) 円		⑭総計 円
	4月 日	円	円	円		円
	5月 日	円	円	円		円

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届

70歳以上被用者月額変更届

平成 年 月 日 提出

事業所整理記号 (健康保険被保険者証記号)		事業所番号		事業所番号		事業所番号		事業所番号	
提出者記入欄	事業所整理番号	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。							
	事業所所在地	〒							
	事業所名称								
	事業主氏名								
	電話番号	()							
社会保険労務士記載欄									
氏名等									

項目名	①年金整理番号	②被保険者氏名	③生年月日	④改定年月	⑦昇(降)級	⑧遡及支払額	⑩備考
	⑤従前の標準報酬月額	⑥従前改定月報酬月額	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑨合計(⑦+⑧)	⑩備考	
	⑨給与支給月	⑩給与計算の基礎日数	⑪通貨によるものの額	⑫現物によるものの額	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	
						⑮平均額 ⑯修正平均額	決定後標準報酬月額

1	①年金	②被保険者氏名	③生年月日	④改定年月	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑩備考
	⑤健康保険	⑥従前改定月報酬月額	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑨合計(⑦+⑧)	⑩備考	
	⑨給与支給月	⑩給与計算の基礎日数	⑪通貨によるものの額	⑫現物によるものの額	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	
						⑮平均額 ⑯修正平均額	決定後標準報酬月額

2	①年金	②被保険者氏名	③生年月日	④改定年月	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑩備考
	⑤健康保険	⑥従前改定月報酬月額	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑨合計(⑦+⑧)	⑩備考	
	⑨給与支給月	⑩給与計算の基礎日数	⑪通貨によるものの額	⑫現物によるものの額	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	
						⑮平均額 ⑯修正平均額	決定後標準報酬月額

3	①年金	②被保険者氏名	③生年月日	④改定年月	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑩備考
	⑤健康保険	⑥従前改定月報酬月額	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑨合計(⑦+⑧)	⑩備考	
	⑨給与支給月	⑩給与計算の基礎日数	⑪通貨によるものの額	⑫現物によるものの額	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	
						⑮平均額 ⑯修正平均額	決定後標準報酬月額

4	①年金	②被保険者氏名	③生年月日	④改定年月	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑩備考
	⑤健康保険	⑥従前改定月報酬月額	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑨合計(⑦+⑧)	⑩備考	
	⑨給与支給月	⑩給与計算の基礎日数	⑪通貨によるものの額	⑫現物によるものの額	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	
						⑮平均額 ⑯修正平均額	決定後標準報酬月額

5	①年金	②被保険者氏名	③生年月日	④改定年月	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑩備考
	⑤健康保険	⑥従前改定月報酬月額	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑨合計(⑦+⑧)	⑩備考	
	⑨給与支給月	⑩給与計算の基礎日数	⑪通貨によるものの額	⑫現物によるものの額	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	
						⑮平均額 ⑯修正平均額	決定後標準報酬月額

健康保険 厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届

厚生年金保険 70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当変更届

平成 年 月 日 提出

事業所整理記号 (健康保険被保険者証記号)			
事業所整理記号		事業所番号	
事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 -		
事業所名称			
事業主氏名	(印)		
電話番号	()		

社会保険労務士記載欄	
氏名等 (印)	

申出人署名欄	育児休業等を終了した際の標準報酬月額の設定について申出します。 (健康保険法施行規則第38条の2および厚生年金保険法施行規則第10条)		平成 年 月 日
	兵庫自動車販売店健康保険組合理事長 あて		
	住所		
	氏名 (印)	電話	()

被保険者欄	① 年金整理番号	年金	② 個人番号 (基礎年金番号)													
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日	/							
	⑤ 子の氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	⑥ 子の生年月日	7. 平成	年	月	日							⑦ 育児休業等終了年月日	7. 平成
	⑧ 給与支払月及び報酬月額	支給月	給与計算の基礎日数	通貨	④ 現物	⑤ 合計	⑨ 総計						円			
		月	日	円	円	円	⑩ 平均額						円			
		月	日	円	円	円	⑪ 修正平均額						円			
	⑫ 従前標準報酬月額	健 厚	千円	千円	⑬ 昇給降給	1. 昇給 2. 降給	⑭ 遡及支払額	遡及	月	円	⑮ 改定年月		年	月		
	⑯ 給与締切日・支払日	締切日	支払日	⑰ 備考	該当する項目があれば○をしてください。 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務被保険者 3. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 4. パート 5. その他 ()						組合使用欄	健 厚	決定後の標準報酬月額		千円	千円
	⑱ 月変該当の確認	育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて、産前産後休業を開始していませんか。			<input type="checkbox"/> 該当する場合はチェックしてください。 開始していません				※育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。							

○育児休業等終了時報酬月額変更届とは
「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業及び育児休業に準ずる休業）終了日に3歳未満の子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、育児休業終了日の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。
ただし、育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。

○変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ
3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった方で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、『育児休業等終了時報酬月額変更届』とあわせて、『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出してください。

健康保険 厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届
厚生年金保険 70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当変更届

平成 年 月 日 提出

事業所整理記号 (健康保険被保険者証記号)
事業所整理記号
事業所番号
事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話番号

社会保険労務士記載欄
氏名等

申出人署名欄
産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。
(健康保険法施行規則第38条の3および厚生年金保険法施行規則第10条の2)
兵庫自動車販売店健康保険組合理事長 あて
住所
氏名
電話

被保険者欄
①年金整理番号
②個人番号(基礎年金番号)
③被保険者氏名
④被保険者生年月日
⑤子の氏名
⑥子の生年月日
⑦産前産後休業終了年月日
⑧給与支払月及び報酬月額
⑨合計
⑩平均額
⑪修正平均額
⑫従前標準報酬月額
⑬昇給降給
⑭遡及支払額
⑮改定年月
⑯給与締切日・支払日
⑰備考
⑱月変該当の確認

○産前産後休業終了時報酬月額変更届とは
産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。
ただし、産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。
○変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ
3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった方で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、『産前産後休業終了時報酬月額変更届』とあわせて、『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出してください。